

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年2月10日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年2月10日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議会事務局理事	富 永 正 彦
参 事	森 本 陽 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 会議規則等改正について
- (2) その他

開 会 10時21分

閉 会 12時15分

**○委員長（岩永政則委員）**

皆さんこんにちは。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催していきたいと思います。前回別紙の一番頭に議会の招集、委員改選時の臨時会を追加という一番上にあります、これを配布しておりました。これを検討に入ったんですが、時間が足りずに次回に回したらどうかということで、10日の全協のあとにということで決まりましたので、今日はこれから始めたいというように思うんです。もう1つは、12月3日の全協のときに基準を配りまして、そしてそれに対する意見が何かあったら、24日までにというお願いをしておりました。そして、1人から御意見が出てまいりました。その件を今日は2つ目に御審議をいただこうと、御検討いただこうと考えておるわけなんですけど、まず議題としては、先程言いましたこの赤字で訂正したもの等について、皆さん方持ち帰って、どのように思われましたでしょうかね。議題としてこれを逐条的にまた審議をしていくということになっていくわけですけども、何か、入る前にお感じなりなんなりがあられば、出していただきたいというふうに思うんですが。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

今言われた、これは追加なんですかね。この今提案されたこれは。

**○委員長（岩永政則委員）**

富永理事。

**○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）**

前回12月3日の全員協議会で皆様にお配りした基準が今、ベースになっております。そのベースについての文言の整理で一部追加もございますけども、12月3日の基準をこういうふうにしたいということでの提案でございます。御理解いただきたいと思います。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

そうすると、この前ちょっと議題になった、議員の配偶者、出産とか、今話題になりましたよね。これはどこで協議するんですか。

**○委員長（岩永政則委員）**

あれは今日全協で提案いたしました会議規則の整理上の際の議論で、あれはもうそのまま触らないということで、前回の議会運営委員会でも集約をされた結果が今日全協でお配りして、3月定例会に出すということでございますので、今のお尋ねの第2条はもう一応保留の形ですので。それは会議規則の件なんですよね。今は富永理事が言いますように、基準の12月3日に配ったものが、ずっと今まで何回となく議運で検討した結果、最終的な案として提案をしたわけですね。何時間も掛けてやった結果、あれが最終的な案であったわけです。それが、富永理事がまた再度見直しをした結果、こういう

訂正をした方が良いのじゃないかということから、これが議題になるということで、再度また基準をずっと見直していく形に、再見直しという、基準をですね。そういう形になるような状況にあるわけです。したがって前回お配りして見ていただいて、感じでも、例えば、ようやく整理してきたんだからそれをまたこれを、やってもいいんじゃないかという考え方と、当面一応整理をしたから、もうそれで当分はそのままして、基準は触らないということにするのか、その辺りのお考えが、感じ方があったんじゃないかなと思って、今お尋ねをしたわけです。だからこれでいきますと、これを触っていくと、もうずっとまだ逐条的に、また何時間掛かるか分かりませんですね。今日終わるようなことではないんじゃないかという感じもしますしね。今後また2、3日以上掛かるかもしれないし、あるいはもう一挙にいくかもしれないけど、分かりませんけどね。また再度触っていくのかということ等を等も含めて、ちょっと今意見を聞いたわけです。

内村委員。

#### ○委員（内村博法委員）

私はこの前、議員の配偶者の欠席届、別に定めるってなってるわけだから、やっぱりそういった基準を見直していかないと。今度は議長が判断するときに困るわけですね。実務の面でね。だからそういう面では、やはり、きちんとそういう基準を詰めて、時間が掛かるがやっていかないといけない問題だと思いますよ。だから、極めて重要な問題でもあるし、議長がどう判断するか。議長の判断に委ねるのだったら、それはいいんです。しかし、議長に委ねても別に日数を定めるとなってるんだから。欠席届を受理するのかどうか。事務局がね。そういう問題に発展しますから、きちんと、やっぱりそういう基準を設けとった方が良くないかなと思います。私はこの件も提案するし、事務局の修正の提案からやってもいいし、どちらからやってもいいし、順序は構いませんけども、せつかく5日に議論したわけですから、それも含めてやられたらどうかと、やって欲しいと思いますね。そうしないと実際の実務で困っちゃうんですよ。以上です。

#### ○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。御意見ございませんか。

河野委員。

#### ○委員（河野龍二委員）

今、委員長がお尋ねなのは、出された内容について議論をしていくかどうかという部分なのか、僕もちょっと詳しく見てなかったんですけども、一定文言上、適当でないという文言が使われてるところは、見直して全然僕は構わないんじゃないかなと思うんですけども、そうすると、今多分事務局がチェックして、ここがおかしいというふうな形ですと上げてらっしゃると思うんですけども、そうするとじゃあほかのところどうなのかというふうな部分になってくると思うんですよ。全体をもう1回見直さんばいかんかというところにならんばいかんかじゃないかなというふうに思いますね。だから最終的なところでもう一度全体を見直して文言が適当か不適当かっていうふうなところ

の判断も必要ではないかなというふうに思うんですよね。今日提起された部分の文言については、不相当であれば、全然変えてもいいと思うんですよね。いくつかやはり新たな追加のところで、やっぱりちょっとそこは議論をした方がいいなというふうな部分もあるんで、だからどうするか。これ先程言われるようにずっと繰り返し。一定期日を決めて、前回も会議規則のところで言いましたけども、一定期日を決めてほかの議員の皆さんに提案したけども、また違うってなると、またもう一度提案してというふうに、そしてまた意見を聞いてというふうな形の繰り返しになるので、確かに追加項目が必要だというふうな部分もあるのかもしれませんが、前回の会議と一緒にすけども、それはずっと見直しの中でやっていくと。一定期日を決めて、今の現状のままだでもう1回決めて、改めてまた文章を見直すというふうな形にするかですね。そうしないと、委員長も心配のようにずっとそれが継続して、いつになったらこれが提案できるのかというふうな状況になるんで、今私が思うには文言については、訂正したい。新たな追加分については議論が必要と思うならば、もう変わらずに先延ばしにすると。今、内村委員から言われた部分も、じゃあどうするかと、議論するかというところはまた皆さんで諮っていいと思うんですけども。だからそれもいつまでするかというふうな部分で一定の締めを決めてやるというふうにししないと、なかなか終わりが見えてこないというか、そういう状況になると思うんで、そういう形で進めていただければなというふうに思います。

#### ○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、ございませんか。またこれをちょっと整理してみますと、12月3日に配った時点で、ほぼ一定の方向を見出したわけですね、議運として。だからこれをまとめて全協に周知をして、初めてやりましたですね。時間をとって、24日までに意見を求めたところ、1件だけ来た。これはこのあとにしますけども、そこを、一応一定の基準、状況ということで切って、これはこれでまた再度、今日じゃなくても、また改めてまた基準を再度見直していくというやり方をするのか。またこれを今日やりますと、だらだらだらだらもまた行くということにも今意見があったようになりかねない面があるもんだから、皆さん方の意見を集約して、どういう扱いが一番良いのかなということ、今意見を聞きよるわけですけどもね。そのまま進めていいよということであれば、今からずっと進めていってもいいんじゃないかと。これはみんなの意見でですね。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。長与町議会の運営に関する基準の再度の見直し等については、基本的には本日は触らずに、次回から検討事項として、12月3日の一定の方向をベースにしてまずは施行すると。そういうことで整理をさせていただくことにいたしまして、今日提示をいただいた中で、4、5点、字の違い、そういうものが見受けられるわけですけども、その点については確かなものですので、議長に一任

をすることによって決定していいのでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように決定をされました。したがって、これは次回以降に再度検討していくということで、お願いをしていきたいと思っております。

それでは、基準に対する意見を求めておりましたが、八木議員から別紙のような意見が12月19日付けで出てきております。したがって、6点ぐらい出ておりますけれども、見ていただいておったというふうに思いますが、何かお気づきの点等ございますか。暫時休憩します。

(暫時球形)

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。八木議員から意見が出ておりますので、再度、項目を追って、簡単に説明を求めます。

富永理事。

**○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）**

今、委員長がお話しされたとおり、先日配ったものについて皆さんお目通しをいただいているものということで、まず1つ目が会規18の2の文言の表現の仕方ということでございました。事務局の方で整理をさせていただいておりますけれども、会規の18について、本文ですね。今の基準上は、2項で秘密会にすると傍聴人及び議長の指定する者以外の者は退場しなければならないと。この文言について意見のとおり言葉を入れかえたものが、①傍聴人が後ろに来るパターン。それと、傍聴人を議長の指定する者に入れ込むという御意見もございまして、そういう表現にすると②の表現、③の方が会規の本則の方で、議長は傍聴人及び議長の指定する者以外の者を退去させなければならないという本則規定がございますので、本項を基準から削除するという、3つのパターンを想定しております。一番下に議運協議結果で矢印で現行の記述は本則にもあるとおりの法的には問題ないということは一応確認をしております、③のとおり、本則にもあるので、基準からはこの文言を外すという議運協議結果ということで事務局の方で作らせていただいておりますので、どういうふうにすればいいかというところを決めていただければと。1つ1つの方が良いと思っておりますので、一応説明はここで終わります。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたが、御意見を伺いたいと思っております。何かありませんか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（岩永政則委員）**

事務局が説明を申し上げましたが、このような形でいいのでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは18の2についてはそのように、終わりたいと思っております。

次に、32の1。事務局から説明を求めます。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

八木議員からの意見の部分は省略をします。立会人について年少議員に固定することはどうかというニュアンスの意見だったというふうに考えています。①が八木議員の御意見を尊重した形で文章を書くところになると。候補者を除き、議長がくじで指名するというので、右にバツを書いていますけども、御承知のとおり法的に立候補制をとれないという建前でございますので、基準の中に候補者という言葉は使いたくないというのがございます。固定をしないという考えでいくと、議運協議結果に書いてはありますが、議員提案の候補者以外という考え方は、法的に立候補制がとれないこと、所信表明者以外への投票も可能であり、全員が潜在的に候補者たり得ることから、候補者という概念を持ち込むことはできないということで、一方、議員指摘の年少議員に特定、固定することを避けるために、任期中順次指名される会議録署名人を立会人とする事で一定の公平性が確保できるものと考え②とするということでまとめをさせていただいております。これでいいかどうかということで協議をしていただければと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたが、いいですか。異議ないですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは解釈のとおり32については終わりたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。32については先程確認したように、このように決定をさせていただきます。

次に会規39について説明を求めます。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

これも八木議員からの意見は省略をします。趣旨は、現行、自己の所属する委員会に付託される議案については議場では自分の委員会の質疑はしないという形で流れてきていると思います。八木議員の言い分は、しないということであれば、もうできないというふう限定してはどうかという意見です。それが①でございます。一応、事務局の方で想定したその議運協議結果の部分ですけども、議案に対する質疑については議員必携にも書いてるとおり、実質的な審査は委員会に委ねられており、本会議を効率的に運営するために設置された委員会審査を害するような詳細な質疑はすべきではない。とはいえ、質疑できないと議員の権利を制限するよりも、原文のままでも十分な理解と効果が得られるものとして変更しないという意見でまとめさせていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

以上で説明を終わりましたが、何か御意見、いいですか。今の解釈どおりで。

（「異議なし」の声あり）

では、そのとおり決定をさせていただきます。

次に61についての説明を求めます。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

61については、今回の基準の中にいろんな日付が出てくるんですけども、その起算のスタートがバラバラになってるから整理したらどうかという趣旨の御意見でございます。一般質問の通告期間と、議会運営委員会の開催日と、議案配付の日にちのところ、何とかの日の何日前とかいう起算日を指定しておりましたので、今回そこにお示しをしているのは、開会日ということで一応整理をさせていただいてます。①ですけども、開会日のおおむね21日前の9時から13日前の15時、それと議会運営委員会については定例会（臨時会）開催日と書いてあったんですけども、これも開会日ということで文言を変えると。それと議案書の配付のところも「開会の」となってたんですけどもこれを「開会日の」ということで、日にちの起算日を開会日に統一し、①のようにするということでの協議結果で整理をさせていただいています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたが、御意見ございませんか。これは八木議員の指摘に合わせて、開会日に変えると。起算日をですね。そうしますと5項は一般質問の通告期間は開会予定日ってあるんですが、これを開会日に変えると。そういうことですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この21日前の時点で、開会日が各議員特定できるんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

基本的には、町長の招集告知が行われた時点で確定をします。大体30日ぐらい前にはもう告示行為が今されてますので、皆さんに招集通知も送られたと思いますけども、あのタイミングでもう告示はされてますので、十分間に合うと思います。

○委員長（岩永政則委員）

それでは次に、会期61の7ですね。事務局より説明を求めます。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

これは一般質問の順番の話になります。八木議員の御意見は、現行の基準はくじにより決定するという文言だけで終わっておりまして、それに対して八木議員の1つ目の意

見が①で、通告期限のあとにみんなでくじを引いたらどうかっていう意見が①。②は、もう現行のままでいいんじゃないかという八木議員の御意見でございます。くじにより決定するというので基準の方はなってるんですけども、どうしたもんかなと思いつながら、現行のままを踏襲するというので文言は書かせていただいておりますけども、実際にその一般質問の順番をどのように決めるかという、具体的に、そういえば確定してなかったなということで、とりあえず現行踏襲を記載をさせていただいておりますので、御協議いただければと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたが、御意見ありませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。御提案が①、②ありますけれども、皆さんとの協議結果によって、くじですするというのを訂正して、現在の現行どおりでいくということに決定していいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定されました。

次、説明をお願いします。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

次の1番冒頭に、基準（素案）以外への意見ということでまとめさせていただいております。八木議員からいただいた御意見のこの3つについては、今回、意見を求めた素案に対する意見というよりも、本則に対する意見がございました。会議規則を変えたらどうかということですね。3つまとめて言いますけども、1番最初の携帯品の部分についての協議結果を御覧ください。この議論につきましてはこの議運の中でも、浦川委員だったと思いますけども、御指摘をいただいておりますので、書いてますが、議員指摘の件については素案の作成段階においても議論があった。本則では、写真機による撮影、録音機による録音というあからさまな行為がなされないよう、その携帯を規制するものであり、撮影録音機能がついた携帯電話等による当該行為については傍聴規則において電源を切り使用できないようにしていること。それと、長与町議会における情報通信機器の使用基準において議場におけるスマホ、タブレットの持ち込みについても、検索閲覧以外の行為を禁止しており、当該行為に及ぶことはできない。現行標準会議規則を尊重し、議員指摘による本則改正は行わないという整理でございます。2つ目、全協の会議録作成保存は今事務局でやっておりますが、これの公開をしてはどうかという意見でございます。協議結果ですけども、全員協議会は議員全員による協議調整の場であり、意見調整の結果等について記録保存の必要があることから、便宜上会議録の作

成保存を行っている。議会基本条例に基づき審議の内容についての公開を積極的に行うべきだが、全員協議会における協議調整は議会内部のものであり、自由闊達な意見の場とするためにも公開はなじまない。何もかも公開することだけが正しいのではなく、議会として公開すべき議会審議の公開は現行でも十分に行っているものと考えたとまとめております。そして傍聴規則の4で、現行の傍聴受付票。書いていただく票があるんですけども、住所氏名を書かせて出させるのは不要じゃないかという御意見でございました。一応まとめは、現在議会だより掲載の傍聴人数、各種調査における傍聴人数及び年齢層の根拠として利用している。議員指摘の4条削除により傍聴人が飛躍的に増えるというのであれば検討対象にもなり得るであろうが、現実的に傍聴者からの要望、苦情等もなく運用されているものと考えるところでまとめをさせていただいております。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたが、会議規則の103、携帯品ですね。御指摘があったんですが、現行どおりという解釈なんですけども、何か御意見ございませんか。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

八木議員の質問は、携帯することを禁止するのを、撮影録音することを禁止するというふうには本則を変更すべきではないかというふうになってますよね。ここでは、現行会議規則を尊重し本則改正を行わないと。ここで一定結論を出してる形になってますけど、協議の継続をしたほうがいいんじゃないかなと。この3つの部分、例えばその携帯品、全員協議会の会議録作成、保存、公開。傍聴規則4の削除。それぞれをここで結論出すんじゃないかと私は協議していいかなと、今後。情報公開だとか開かれた議会というふうな意味では、全員協議会の会議録が公開されても何ら問題ないと思うんですよね。傍聴も十分に可能なわけですから。ここで、もうしないというふうな判断ではないと。傍聴規則の傍聴人の住所氏名の記入の問題も、全国的に見るとやっぱりそういうのがだんだん簡易化されていると。誰でも入れるようになってるというふうな状況もありますんで、今後提案に基づいて協議していくというふうな結論の方法で、今じゃあどうするかというふうな判断じゃなくて、それこそ今後の議運の調査項目として検討していくというふうな回答でいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかに御意見ございませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。会規103についての携帯品以降、3点提案がっておりますけれども、これについては協議の結果、今後協議をしていくと

いうことで決定していいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように決定をされました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。事務局から説明を求められました。事務局。

**○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）**

大変申しわけございません。前回の議運の中で、私が会議規則の改正案を御提示をさせていただいて、その中で、皆さんを混乱させてしまうような資料を配付いたしましたことを申しわけなく思っております。結局、前回の議運で、全員協議会で話をしたところまでで、皆さんに改正案を送らせていただいております。それに加えまして、大変申しわけないんですが、先程の基準と同じように文言整理の部分については、是非、今回の3月に予定をしている改正に、一緒に便乗して改正ができないかということで、前回は私の資料の示し方が非常に、不手際があったということで反省をしております。今回改めて、標準会議規則と現行の長与町会議規則の文言の違うところも含めて、資料をお配りしたいということで考えておりますので、よろしくお願ひします。右左の表にしております。左が現行の長与町会議規則、それと右側が標準会議規則でございます。第5条から「決める」を「定める」という部分。それと「発議者全員」が「発議者」、それと21条から25条につきましては、見出しの「議事日程」を「日程」に戻すという形。こういうふうに、標準会議規則に合わせるべきだということをお示しをさせていただいております。めくっていただいて113条までお示しをしておりますが、この部分については、標準会議規則に合わせるべきだという部分でのお示しでございます。3ページ目の方が、前回議論的になりました第2条以降、長与町でのオリジナル部分と標準会議規則の違いが、2条、51条、51条の2、51条の3、61条、81条の2ということで標準会議規則には無い表現をしているところが、この3ページ目になります。事務局といたしましてはその文言整理で2ページまでの部分、標準会議規則に合わせて何の問題もないだろうということにつきましては、先程全員協議会でもお話をしました、3月の改正案の中に盛り込ませていただきたいということで考えております。3ページ目はもうそのまま残すということで、こういう標準との違いがあるんだなということをお確認していただければと、認識いただければということで考えておりますので、是非よろしくお願ひをいたします。2ページまでの分を改正案に盛り込ませてくださいというお願ひでございます。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

今は新たに、また提案が出てきましたけれども、もう先程全協でも、あれで決定を、

会議規則は議会の議決事項ですから、決まったわけですけども。報告をしましたけどね。再度また2ページまでのこれを会議規則に合わせるということで、今私も初めて聞いたわけですけども、皆さんどう思われましょうか。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

どう判断していいのかですね。確かに文章の中身については表現の問題、適当な言葉の使い方の形で変更するという形で、大きく問題ないのかなと思うんですけども、ただ会議で決定している、その重要性ですよ。前回、追加分もあってどうなのかというところで、示した分だけで変えようというふうになって、確かにこの会議規則は議会の議決が必要なんで、何度も何度も出すというのは、私もどうかなと思うんですけども、ただ、前回こうやって確定して確認して、今日説明して、またここでひっくり返るといふのは、私はそこはよろしくないかなというふうに思うんで、何か自分でも矛盾してるんですよ。別にこういうところぐらいならって思う部分と、会議の中でちゃんと確認していった部分というのは、あんまり、どうも重視してもらえてないんじゃないかなと。もう1つはやっぱり委員会運営の中で、委員長も初めて聞いたというふうになるというのもちょっとおかしいと思うんですよ。委員会の運営の中でやっぱりちゃんとそういうところ確認しとってもらって、こういうとも委員長の方から提案したいというふうになるならまだしも、事務局が唐突に出すというのも、それはもう議会の規則の中身を心配されてのことだと思うんですけども、それはやっぱりちょっと委員会運営としてもどうかなと。前回決まったことをひっくり繰り返すような形で進められるというのは、ちょっと承認できないなというふうに思いますね。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

これ、2ページまではそんなに影響は大きくないですよ、これ変えたって。現行のままでもね。だからいずれかの機会に、ほかの追加の議案とかなんとかで、一緒にまとめて改正すればいいんじゃないですか。もう今回は12月24日のあれで一応締め切ろうという話なので。もう字句の軽微なあれだから影響ないですよ。そう思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

私は、前回はいろいろ揉めてとといいますか、議運の中で欠席届、配偶者のどうのこのから止まってしまったときには、そう言った問題は審議すべき問題ですけども、字句の訂正というんでしょうかね、せつかく出すんだったら私はそのときには、そういった部分に関しては、もう一緒に訂正してもいいんじゃないかっていうことを確か前回も申し上げたと思うんですよ。だから、皆さんが審議しなきゃならないような事案について

は、当然、もう日にちが無いからとか、ついでだからとかそういった審議をしないのではなくて、そういったことをすべきではないと思うんですけど、先程の基準と照らし合わせてたらいけないかもしれませんが、軽微なものに関しては別に一緒に上げてもいいんじゃないかと私個人は思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私も、今回、今事務局が言われたようなものを、字句の訂正、軽微なものとして組み込まれるのかなと思って、先程から議長一任でいいんじゃないでしょうかということはずっと申し上げとったんですが。やっぱり、逆の考え方でそんなに問題ないんだから次の機会に、延期をしてもいいんじゃないかということも言われておりますので、そういう意見があればやっぱりそこを尊重して、次のときでいいんじゃないかなという気持ちではおります。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。何か事務局から。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

御心配をさせて申しわけございません。事務局的な考え方は12月に皆さんにお示しをしたと言ったらおかしいんですけども、変えるという部分につきましては、基準をずっと考えてきて、基準を作っていく中で、本則を変えなきゃいけなくなったのがあれですよっていう説明をしてるんですね。ですからそれはそれで私は基準に基づいて会議規則を変えるとこの文言整理というところを、同じ扱って言ったらかかしいんですけども、文言整理の部分については、規則をきれいにしていくという意味では、別物で追加でいいのかなという判断でございました。あくまでも皆さんにお示ししてきた部分については、基準を作ることによって本則を変えんといかん部分が出てきたものについて、皆さんの御了解をとったということでございまして、今回の文言整理の部分についても、先程の基準で議長一任ということもありましたけども、この部分についてはきれいになる部分ですから、異論無く通るのかなということで考えておりますけども、できれば一緒にさせていただきたいという思いでおります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

委員の皆さん方の意見と事務局の考え方も出たんですけども、やっぱり議案と議案でないもののかを考えるとね、皆さん方が申されますように、もうこれ限りで議会上程は終わりじゃないわけですから、ずっと将来繋がっていくわけですから、次の、あるいは次の次でも、何ら問題なからうという意見も多いようございまして、この件については今後、出産の関係も含めた議案等含めて、次回にでも検討して出すような、そういう整理の仕方で終了したいというふうに思いますが、いいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

そしたらそのように、今後検討していきたいというふうに思います。

以上で基準等、あるいは八木議員の提案等については終わりたいと思いますが、ちょっと時間が12時過ぎようとしておりますけども、ちょっと御意見を聞きたいんですが、事務局長からの相談もあっておるんですけども、今度の議会の会議の日程ですね。日程がちょうど3月17日が中学校、19日が小学校の卒業式がございますね。大体3日から23日の月曜までの日程、あるいは3月19日までの日程の案が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、小中学校の卒業式には、各委員会で協議をして、従来出席をされてきましたね。それはもう委員会の独自の判断でいいわけですけども、ここでは、そういうことを含めてまいりますと、昨年もそうだったですかね、月曜まで伸びたと思います。3日から23日ぐらいの方向が適切なのかなという感じをするんですけど、皆さん方はどう考えでしょうか。19日までにしますと、19日の小学校の方に例えば出るということになりますと、本会議がそこで行われなきゃいけないわけですね。そういうことも出てまいりますので、23日の月曜日までがいいのかなという感じがしますけどもね。皆さんどうでしょうか。

竹中委員。

#### ○委員（竹中悟委員）

今までかつて、会期日程についての最終日の日程まで議運で話したのは僕は初めてなんです。経験上ね。だからちょっと回答はなかなかできないんですけど、基本的な考え方は、卒業式とかなんとかあるけど、議会が優先だという記憶はずっとありますね。それは皆さんの意向、それはもう絶対行かんといかん人も、どっちなのかということなるんですけど、基本的な考え方は議会優先という考え方しか僕は言えないですね。

#### ○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

#### ○委員（内村博法委員）

私の今までの経験からですけれども、まず、どういう議案が出てくるかっていうのが分からないし、そういう前提で今どうのこうのというのはちょっと決められないと思うんですよ。それと学校の方は、各委員会で、もしその審議の状況を見て、そのところは空かして、運用でね、休会にしますという方法をとっておられたんじゃないですか、今まで。そういう記憶があります。だからそれはその委員会で処理していけばいいんじゃないかなと思うんですよ。やっぱり議会優先だと思いますね。どうしても早く審議しなければならぬ事項も出てくるわけだから。まずはその判断基準としては議会優先だろうと思いますね。さっき竹中委員が言うようにね。私はそう思ってます。以上です。

#### ○委員長（岩永政則委員）

今の段階では、私も議案がどれだけあるのか分からないなという感じをしておったんですよ。今聞きますと27件ぐらいあるそうです。議案がですね。総務は7件、産業が

18件ぐらいですね。そういう数ぐらいで。今の時点ですよ、これはまだ分かりません。ちょっと相談を受けたものですからね皆さん方に、非公式的に諮って見たわけですけど、御意見を聞いたわけです。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。以上をもちまして本日の会を終了いたします。

皆さんお疲れさまでした。

(閉会 12時15分)